

診療用エックス線装置備付届の記載要領

項目	記載要領	根拠
年 月 日	保健所への届出日	
管理者氏名	<p>医療法上の管理者 開設者は、医師・歯科医師でなくてもよいが、管理者は必ず医師又は歯科医師であることを要する。</p>	法 10 - 1
診療用エックス線装置の備付届出	<p>医療機関の管理者は、定格出力の管電圧が10キロボルト～1メガ電子ボルトまでの診療用エックス線装置を備えた時は、10日以内に届出ること。</p> <p>診療用エックス線装置とは 間接撮影装置 直接撮影装置 断層撮影装置 透視撮影装置 歯科撮影装置（デンタル・パノラマ） エックス線CT撮影装置 血管造影撮影装置 位置決め装置（シミュレーター） エックス線骨塩定量分析装置 外科用イメージ 移動型装置</p> <p style="text-align: right;">等と言う。</p>	法 15 - 3 則 24 の 2
医療機関名	医療法に基づいて開設許可、開設届出をした名称を記入する。	則 24 の 2 - 1
所在地	行政番地だけでなく、ビル名、階数、部屋番号まで記入する。	
備付年月日	備付した年月日を記入する。	
開設（変更）許可番号	医師でない者(医療法人等)が開設する診療所で、開設許可又は開設許可事項中一部変更がある場合には、許可番号及び許可年月日を記入する。	